

みどり市ぐんま技術革新チャレンジ補助金交付要綱
(平 22 告示 90・令 3 告示 85・令 4 告示 57・改称)

平成 21 年 3 月 31 日
告示第 65 号

みどり市ぐんま新技術・新製品開発推進補助金(市町村・県パートナーシップ支援型)交付要綱(平成 21 年みどり市告示第 65 号)の全部を改正する。

(総則)

第 1 条 みどり市ぐんま技術革新チャレンジ補助金(以下「補助金」という。)の交付については、みどり市補助金等に関する規則(平成 18 年みどり市規則第 40 号)の規定によるほか、この告示に定めるところによる。

(令 4 告示 57・一部改正)

(定義)

第 2 条 この告示において中小企業者とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定する中小企業者
- (2) 前号の中小企業者を主たる構成員とする中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体
- (3) 特定の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が群馬県内に主たる事業所を有する中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業者である団体

2 この告示において小規模事業者とは、前項第 1 号のうち、中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。

(目的)

第 3 条 補助金は、地域産業の振興に寄与する中小企業者が行う新技術・新製品に関する研究開発に要する経費について、市と群馬県が連携して補助金を交付することにより、中小企業者の開発意欲を助長し、もってその競争力強化と発展を図ることを目的とする。

(対象者)

第 4 条 補助金は、市内に主たる事業所を有するものを対象とする。ただし、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(補助事業)

第5条 補助事業は、中小企業者が行う地域課題の解決に資する事業や地域特色を生かした事業であって、申請のあった事業の中から審査及び現地調査を経て採択された事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業から除くものとする。

(1) 公序良俗に反する事業

(2) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条において規定する風俗営業等)

(3) 同一の事業計画で国(国所管の独立行政法人等を含む。)又は群馬県が実施する他の補助金等の交付決定を受けている事業

(4) 各種法令に違反する事業

(対象経費)

第6条 補助金の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、中小企業者が行う新技術・新製品に関する研究開発のために必要な別表に定める経費のうち、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額とする。ただし、補助金の額の上限は1件当たり80万円以内とする。

2 前項で定める補助金の額は、市及び群馬県が2分の1ずつを負担することとする。

3 第1項の規定は、小規模事業者が行う補助事業について準用する。この場合において、同項中「2分の1」とあるのは、「5分の4」と読み替えるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 中小企業者は、補助金の交付を受けようとするときは、みどり市ぐんま技術革新チャレンジ補助金交付申請書(様式第1号。次条において「交付申請書」という。)に市長が必要と認める書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(令4告示57・一部改正)

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合において、当該申請に係る書面審査及び現地調査等により、適正と認められるときは、補助金の交付を決定し、みどり市ぐんま技術革新チャレンジ補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定するときは、必要に応じて条件を付し、又はその交付の申請に係る事項について修正を加えることができる。

(令4告示57・一部改正)

(申請の取下げ)

第10条 中小企業者は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した文書を市長に提出

しなければならない。

(補助事業の変更等の承認)

第 11 条 補助金の交付の決定を受けた中小企業者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに掲げる場合には、速やかに当該各号に定める書類に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の経費の配分又は内容を著しく変更しようとするとき みどり市ぐんま技術革新チャレンジ補助金変更承認申請書(様式第 3 号。次項において「変更申請書」という。)

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき みどり市ぐんま技術革新チャレンジ補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第 4 号。次項において「中止(廃止)申請書」という。)

2 市長は、前項の規定により変更申請書又は中止(廃止)申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、その内容を承認し、みどり市ぐんま技術革新チャレンジ補助金変更交付決定通知書(様式第 5 号)又はみどり市ぐんま技術革新チャレンジ補助金事業中止(廃止)承認書(様式第 6 号)により当該変更申請書又は中止(廃止)申請書を提出した補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認について、必要に応じて条件を付し、又は変更の承認申請に係る事項について修正を加えることができる。

(令 4 告示 57・一部改正)

(補助事業の遅延等の報告)

第 12 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにみどり市ぐんま技術革新チャレンジ補助金に係る補助事業遅延等報告書(様式第 7 号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(令 4 告示 57・一部改正)

(遂行状況の報告及び指示)

第 13 条 補助事業者は、みどり市ぐんま技術革新チャレンジ補助金事業遂行状況報告書(様式第 8 号)を補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度内の市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書の提出があった場合は、必要に応じて中間検査等を行うものとし、その結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

(令 4 告示 57・一部改正)

(実績の報告及び補助金の額の確定)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了した日から 15 日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度内の市長が別に定める日までに、みどり市ぐんま技術革新チャレンジ補助金補助事業実績報告書(様式第 9 号)及び市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告書の提出があった場合は、その内容に係る書類の審査、完了検査等により、その成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件

に適合するものであると認められるときは、補助金の額を確定し、みどり市ぐんま技術革新チャレンジ補助金確定通知書(様式第 10 号)により補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により補助金の額が確定したときは、第 7 条の規定により算出した額の範囲内において、確定額の 2 分の 1 を負担し、補助金を交付するものとする。
(令 4 告示 57・一部改正)

(補助金の経理)

第 15 条 補助事業者は、補助金に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第 16 条 補助事業者は、当該事業により取得又は効用が増加した財産を、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項で定める期間を経過する以前に、補助事業により取得又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、みどり市ぐんま技術革新チャレンジ補助金に係る財産処分承認申請書(様式第 11 号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は増加価格が 50 万円未満のものについては、この限りでない。

- 3 市長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その全部又は一部を市及び群馬県に納付させることができるものとする。

(令 4 告示 57・一部改正)

(実施結果の企業化)

第 17 条 補助事業者は、補助事業の実施結果の企業化に努めなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業実施年度の終了後 3 年間、みどり市ぐんま技術革新チャレンジ補助金に係る企業化状況の報告について(様式第 12 号)を市長に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、市が行う中小企業の研究開発推進事業及び各種振興事業について、市長の依頼に基づき、その結果の発表、展示等により協力するものとする。

(令 4 告示 57・一部改正)

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 18 条 市長は、第 11 条第 2 項の規定により補助事業の計画変更の承認をしたときは、当該補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を変更することができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により当該補助事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を変更するときは、みどり市ぐんま技術革新チャレンジ補助金変更交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件若しくはこの告示の規定に違反したとき又はこの告示等に基づく指示に従わないときは、補助金の交付の決定を取り消すことができるものとする。

(令4告示57・一部改正)

(理由の提示)

第19条 市長は、補助金の交付の決定の取り消し、補助事業の遂行の指示等をするときは、当該補助事業者に対してその理由を示さなければならない。

(調査)

第20条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員をして補助事業者の帳簿書類その他の物件等について必要な調査をさせることができる。

(債権譲渡の禁止)

第21条 補助事業者は、第9条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を市長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(秘密保持等)

第22条 補助事業者は、補助事業の遂行上知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは当該情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

2 前項のうち第三者の秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示又は公表してはならない。

3 補助事業者は、補助事業の一部を第三者(以下この項において「履行補助者」という。)に行わせる場合には、履行補助者にも本条の規定を遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

4 本条の規定は補助事業の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日告示第90号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月30日告示第85号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月30日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のみどり市ぐんまDX技術革新補助金(市町村・県連携タイプ)交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に事業を実施しようとする者について適用し、令和2年度末までに事業を終了した者については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月31日告示第57号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のみどり市ぐんま技術革新チャレンジ補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に事業を実施しようとする者について適用し、令和3年

度末までに事業を終了した者については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月30日告示第23号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(令5告示23・一部改正)

補助対象経費一覧表

経費区分	経費区分 (内訳)	内容
原材料費		原材料及び副資材の購入に要する経費
機械装置費 工具器具費		機械装置又は工具器具の購入、改良、据付、借用等に要する経費
委託費	外注加工費	外注加工に要する経費
	外部協力費	大学や公設試験研究機関等との共同研究に要する経費、 補助内容に関する試験等に要する経費、 外部からの各種専門家(技術士、民間企業の技術者等)の指導受 入れに要する経費
	市場調査費	市場ニーズを捉えるために要する経費
	システム 開発費	デジタル技術の利活用やシステム開発に要する経費
	クラウドファン ディング導入 経費	クラウドファンディングプロジェクト開始のために要する経費
システム 開発費 (自社でシステム開発 を行う場合)		システム開発に要する人件費 補助対象人件費＝人件費単価×直接作業時間
クラウドサービ ス利用費		クラウドサービスの利用に関する経費
知財出願費		研究開発成果の知財出願に要する弁理士費用
その他経費		上記のほか、市長が特に必要と認める経費